

【勤務条件に関する措置の要求に係る判定結果の公表】

平成 27 年（措）第 1 号事案について、当委員会は、職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則（平成 19 年公平委規則第 4 号）第 7 条の規定に基づき、次のとおり判定いたしましたので、お知らせいたします。

件名	平成 27 年（措）第 1 号
措置要求者	日田玖珠広域消防組合職員 91 名
措置要求事項	<p>(1) 週休日の割振りについて 平成 27 年 10 月 1 日から新しく作成された勤務表では、日田玖珠広域消防組合例規集にある条例・規則どおりの 4 週 8 休が取れない。</p> <p>(2) 勤務時間の割振りについて 1 週間当たり 38 時間 45 分という勤務時間も守られておらず、超過勤務が発生している。</p>
経過報告	<p>平成 28 年 1 月 8 日 措置要求書の受付</p> <p>平成 28 年 2 月 26 日 第 1 回 公平委員会（措置要求書の受理決定）</p> <p>平成 28 年 3 月 9 日 第 2 回 公平委員会（第 1 回 陳述聴取）</p> <p>平成 28 年 3 月 17 日 第 3 回 公平委員会（第 2 回 陳述聴取・斡旋（案）の提示）</p> <p>平成 28 年 3 月 24 日 第 4 回 公平委員会（第 3 回 陳述聴取）</p> <p>平成 28 年 4 月 28 日 第 5 回 公平委員会（審理に基づく判定の協議）</p> <p>平成 28 年 7 月 25 日 第 6 回 公平委員会（審理に基づく判定の協議）</p> <p>平成 28 年 8 月 1 日 第 7 回 公平委員会（審理に基づく判定の決定）</p>
判定の結果	要求事項の(1)については棄却し、要求事項の(2)については理由があるものとして認容する。
当委員会の意見	本件は、本来であれば消防組織法第 17 条第 1 項の規定に基づき組織される日田玖珠広域消防組合消防本部消防職員委員会の場合において解決すべき問題であると考えことから、今後、消防職員委員会の場合において適切に対応し、解決に努めることを望むものである。
問合せ先	日田市、日田玖珠広域消防組合公平委員会事務局 （電話）0973-22-8201